



平成 27 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名 久光製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中富 博隆
(コード番号:4530 東京、名古屋、福岡)
問合せ先 取締役執行役員 IR 室長 高尾 信一郎
(TEL 03-5293-1714)

役員退職慰労金制度の廃止及び 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容に関する議案を、平成 27 年 5 月 21 日開催予定の当社第 113 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

．役員退職慰労金制度の廃止

当社は、この度、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を当該株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

これに伴い、役員退職慰労金制度廃止の時ににおける在任取締役である 10 名及び在任監査役 4 名に対し、当社役員退職慰労金支給内規に定めた基準に従い、それぞれの当該株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することを当該株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打切り支給時期は、各取締役及び各監査役が当社の取締役及び監査役を退任した時といたします。

．株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与

1．株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるためであります。

2．株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は新株予約権 1 個当たり 100 株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 1,000 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 50 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定める。

以上